大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

落札者決定基準の考え方

平成 15 年 10 月 20 日

埼玉県企業局

目 次

•	審査にあたって
第 2	審査方式1
第 3	参加資格審査3
第 4	提案内容審査3
1	入札価格の確認3
2	基礎審査3
3	定量化審査3
第 5	落札者の決定4
第 6	評価に用いる「価格」について4

第1 審査にあたって

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間 事業者は、埼玉県企業局(以下「企業局」という。)の事業経費の縮減に加えて、専門的な 知識やノウハウ(企画力、技術力、維持管理能力、運営能力、事業経営力、資金調達能力 等)を発揮し、長期にわたって安定的に事業を遂行することが求められる。このような事 業者を選定するに当たって、競争性、透明性及び公平性を確保することが必要である。

これらのことから、入札参加者から提出された提案の審査は、主として学識経験者等の 外部委員により構成される「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 審査委員会」 (以下「審査委員会」という。)において行う。

第2 審査方式

「落札者決定基準」は、上述したように、価格面のみならず、事業の安定性をはじめ、 技術力、環境面の配慮など、様々な視点から応募者の提案を評価する総合評価一般競争入 札方式により落札者を決定するための基準として示すものである。

業務要求水準書等の内容について、入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準を示すことに配慮する。

総合評価一般競争入札は、「参加資格審査」と「提案内容審査」の 2 段階により行われる。

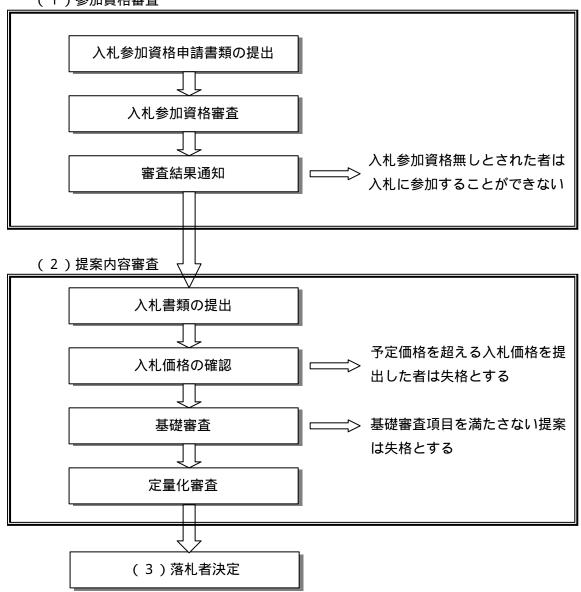
提案者の提案内容が、各審査段階における基準を満たさない場合、当該提案者は失格と みなされる。

「提案内容審査」では、「入札価格の確認」「基礎審査」を経て、「定量化審査」により、 最優秀提案者を決定する。

概要については以下に示すとおりであるが、具体的な評価項目及び配点等詳細について は、入札公告時に公表する。

図 1 落札者決定までの流れ

(1)参加資格審査



第3 参加資格審査

企業局は、入札参加者から提出された参加表明書及び資格確認申請書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は失格とする。

第4 提案内容審查

1 入札.価格の確認

企業局は、入札書類に記載された入札価格(1)が予定価格(2)を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

- 1「入札価格」…事業期間中の企業局の支払額(消費税及び地方消費税を含まず)
- 2 「予定価格」…従来方式で実施した場合の企業局の支払額から一定の削減を見込んだ価格(消費税 及び地方消費税を含まず)

2 基礎審査

入札参加者からの入札書類に記載された内容(以下、「提案内容」という。)が、企業局が要求する業務要求水準及び基礎審査項目を満たしているかどうかを確認する。基礎審査を通過したものは定量化審査に進むことができ、基礎審査において、1項目でも基準に満たない場合には失格とする。

3 定量化審查

本事業では、最優秀提案者決定に『加算方式』を採用し、以下の式によって、総合評価 点を算出する。

総合評価点(100点満点)=価格点(X点満点)+内容点(Y点満点)

(1) 価格点の審査

価格点は、最低評価価格を提案したグループにX点を付与し、その他のグループは以下に示すとおり最低評価価格との比率による減点を行う。なお、価格点は小数点以下第2位を四捨五入する。 なお、価格点の評価に用いる「評価価格」は「入札価格」とは異なるため、注意されたい。(詳細後述)

グループ	評価価格 (億円)	価格点 (点)	算出方法
А	100	Х	最低評価価格 = 満点 (X 点)
В	120	0.83 X	X × (100/120) = 0.83 X
С	140	0.71 X	X × (100/140) = 0.71 X

表 1 価格点の得点化方法

^{*}ここに示す評価価格はあくまでも一例である。

(2) 内容点の審査

審査委員会は、提案内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って示した項目を Y 点満点で評価し、内容点とする。なお、審査委員会では、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化する。

第5 落札者の決定

審査委員会は、提案内容の「総合評価点」が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案が2以上ある場合には、当該提案者によるくじ引きで 最優秀提案者を決定する。

企業局は、審査委員会の選定結果を基に、落札者を決定する。

第6 評価に用いる「価格」について

本事業の提案審査の各段階において、評価に用いる「価格」が異なるため注意が必要である。

入札価格は、予定価格を超えていないことを確認するために用い、価格点の審査には用いない。本事業では、常用電源設備等を提案事項としているため、常用電源設備の有無による入札価格の差が十分に想定される。そこで、価格点の審査には、<u>常用電源設備による削減電力料金を入札価格から控除し</u>、さらに、<u>現在価値化</u>した価格を「評価価格」として用いる。

図2 評価価格算出のフロー
提案内容審査段階:『入札価格の確認』
入札価格が予定価格を超えていないことを確認。

b:常用電源設備の提案あり
(常用電源設備による削減電力料金の控除)
常用電源設備による削減電力料金を、入札価格から控除し、「実質負担額」を算出。

(現在価値化)
入札価格(aの場合)又は実質負担額(bの場合)を現在価値化
「評価価格」として価格点の審査に用いる